

深谷市更生保護活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、罪を犯した者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図ることを目的として、予算の範囲内で深谷市更生保護活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

(1) 深谷地区保護司会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表に定める事業及び経費とする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表に定める補助率を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、深谷市更生保護活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、深谷市更生保護活動事業補助金決定通知書（様式第2号）により、交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は補助金の不交付を決定したときは、深谷市更生保護活動事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付の申請を行った者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市更生保護活動事業補助金計画変更（中止、廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の計画を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするとき。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったとき。

(実績報告)

第8条 補助金の決定を受けたものは、深谷市更生保護活動事業補助金報告書（様式第5号）を、補助金の交付を受けた会計年度の終了後速やかに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業調書
- (2) 事業報告
- (3) 収入支出決算書

(額の確定の通知)

第9条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受け、交付すべき補助金の額が確定したときは、深谷市更生保護活動事業補助金確定通知書(様式第6号)により、実績の報告を行った者に通知するものとする。ただし、当該額が第8条の交付決定通知書に記載された額と同額である場合は、この通知を省略することができる。

(交付の請求)

第10条 補助金の交付を請求しようとする者は、深谷市更生保護活動事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	補助対象事業	補助率	限度額	算定基準
深谷地区保護司会	（1）各更生保護機関及び更生保護団体との連携事業	1 / 2	900,000円	左記の補助対象事業に要する経費のうち、補助対象経費と認められるもの
	（2）犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝活動事業	1 / 2		
	（3）更生保護及び犯罪予防に関する研修事業	1 / 2		

様式第1号（第5条関係）

深谷市更生保護活動事業補助金（変更）交付申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

深谷市更生保護活動事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金等申請額 金 円（算定基礎は別紙のとおり）
- 2 補助金等の名称
- 3 補助金事業等の目的
- 4 補助事業等の内容
- 5 補助事業等の効果
- 6 補助事業等の着手年月日 着手 年 月 日
及び完了年月日 完了 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

深谷市更生保護活動事業補助金（変更）交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長 印

年 月 日付け 第 号で交付申請
のありました深谷市更生保護活動事業補助金について、下記のと
おり補助金の（変更）交付を決定しましたので通知します。

記

1 （変更）交付決定額 金 円
（内訳）

深谷市更生保護活動事業補助金
_____ 円

2 支払時期 概算払い（ 月、 月、 月）

3 支払方法 指定口座への振込

4 特記事項

※この（変更）交付決定通知書を受領後、補助金請求書を市長に
提出してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

深谷市更生保護活動事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度
深谷市更生保護活動事業補助金につきましては、審査の結果、下
記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

深谷市更生保護活動事業補助金計画
変更（中止、廃止）申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

深谷市更生保護活動事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金等変更額 金 円（算定基礎は別紙のとおり）
- 2 補助金等の名称
- 3 補助金事業等の目的
- 4 補助事業等の内容
- 5 補助事業等の効果
- 6 補助事業等の着手年月日 着手 年 月 日
及び完了年月日 完了 年 月 日

様式第5号（第8条関係）

深谷市更生保護活動事業補助金実績報告書

年 月 日

深谷市長 あて

住所

（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

年 月 日付けで交付決定を受けた平成 年度深谷市更生保護活動事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち、既受入額 円）
- 2 補助金の名称
- 3 事業完了後の経費精算額 金 円
（算出基礎は別紙のとおり）
- 4 補助事業費等の効果説明
- 5 補助事業等の着手年月日 着手 年 月 日
及び完了年月日 完了 年 月 日

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長

印

深谷市更生保護活動事業補助金確定通知書

平成 年度深谷市更生保護活動事業補助金実績報告書により
必要な審査の結果、適合すると認めたので深谷市補助金等の交付
に関する規則第14条の規定によりその額が確定したので通知し
ます。

記

補助金等確定額 金 円

様式第7号（第10条関係）

深谷市更生保護活動事業補助金交付請求書

年 月 日

深谷市長 あて

請求者 住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名） 印

深谷市更生保護活動事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円

- 2 振込先 金融機関名 支店名
預金種別 口座番号
口座名義
(ふりがな)

- 3 添付書類 深谷市更生保護活動事業補助金
交付決定通知書（様式第2号）